

最終局面に差し掛かる 民法(相続関係)改正議論

遺産分割等と遺留分制度に関する見直しを行い、 2回目のパブリックコメントを開始

大和総研 金融調査部研究員 小林 章子



現在、法制審議会の民法(相続関係)部会は、中間試案後の追加試案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施している(9月22日まで)。10月から部会での審議を再開し、2017年末または18年初めに要綱案がとりまとめられる見込みとなっている。改正の議論はいよいよ大詰めを迎えたといえよう。

配偶者の居住用不動産の相続 や預貯金の仮払いを手当て

相続法改正については、法制審議会の民法(相続関係)部会でとりまとめられた中間試案について、2016年7月に1回目のパブリックコメントが実施されていた。今回8月1日から開始している2回目のパブリックコメントは、中間試案後に追加された新たな方策等の一部(追加試案)に限定し、コメントを求めるものである。具体的には、遺産分割等と遺留分制度に関する見直しについてのコメントが求められている。

まず、遺産分割等に関する見直しに関しては、追加試案では、①配偶者保護のための方策、②仮払い制度等の創設・要件明確化、③一部分割、④相続開始後の共同相続人による財産処分が提案されている。

①配偶者保護のための方策と

しては、配偶者の法定相続分を引き上げる中間試案がパブリックコメントの反対を受けて撤回されたため、その代替案として「特別受益の持戻し免除の意思表示の推定」が提案されている。現行の民法では、被相続人から特別な利益(特別受益)を得た相続人がいる場合、相続人の間の公平のため、遺産分割の際に原則としていったん遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算する必要がある(特別受益の持戻し)。

追加試案では、婚姻期間が20年以上の夫婦について、一方が他方の配偶者に居住用の家や土地(長期居住権を含む)を贈与した場合、遺産分割において、贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要がなくなる(計算の対象外になる)。配偶者はより多くの財産を最終的に取得でき、生活保障に資する。

これはあくまでも被相続人の意思表示を「推定」する規定であるため、例外的に被相続人の遺言などで免除しない意思表示が認められる場合には持ち戻す必要がある。つまり、配偶者に贈与された居住用の家や土地に限り、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象外」とすることを提案している。

②仮払い制度等の創設・要件明確化とは、預貯金を遺産分割の対象とする(分割前の払戻しを認めない)最高裁の判断を受けて、葬儀費用や相続人の生活費などの需要に対処するため、例外的に遺産分割前の預貯金をかりに払い戻すための制度を提案するものである。家庭裁判所の手続(保全処分)を利用する案と、家庭裁判所の手続外での払戻しを認める案の2案が提案されている。後者の案は払戻しに上限額がある(相続開始時の

預貯金額(口座基準)×20%×法定相続分、かつ1金融機関ごとに100万円まで)。この2案は両方とも採用される可能性があり、その場合はまず裁判所外で上限の100万円までの払戻しを受け、不足する場合には裁判所での手続のなかでさらなる払戻しを求める、ということも可能になる。

③一部分割とは、遺産分割において一部の遺産のみを先に分割する方法である(分割しやすいい現金や預金をとりあえず先に分割しておくなど)。実務上認められてきた取扱いであるものの、現行の民法では規定が設けられていなかった。そのため、追加試案では、共同相続人間での協議による遺産分割において、原則として一部分割ができることを明文化することとしている。また、家庭裁判所での遺産分割手続(調停・審判)についても、追加試案では一定の要件のもと、遺産の全部分割だけでなく、一部分割の請求もできることとしている。

④遺産の分割が終了するまでの間に、共同相続人の一人が遺

産の全部または一部を処分した場合、現行の実務では、その処分された遺産については遺産分割の対象外とする取扱いがされてきた。追加試案では、処分された遺産が遺産分割時に遺産としてなお存在するものとみなして、遺産分割の対象財産に含めて計算する案(遺産分割案)と、他の相続人が遺産を処分した相続人に対して、その処分がなかったと仮定した場合との取り分の差額を賠償金として請求できる案(償金請求案)の2案が提案されている。

遺留分減殺の効力は原則として金銭賠償に

追加試案では、遺留分減殺請求(遺留分権利者による遺留分を求める請求)の効力の見直しを提案されている。遺留分制度とは、遺贈(遺言による贈与)や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合などであっても、法定相続人のうちとくに被相続人との血縁が近い者(遺留分権利者)に限り、特別に最低限の財産の取り分(遺留分)の取戻しを認める制度で

ある。現行では、遺留分減殺請求により、遺留分を侵害している贈与などは、その侵害額の限度で効力を失い、贈与された財産は、原則として遺留分権利者と贈与を受けた者との共有になる。いいかえれば、原則、贈与された財産そのものを現物返還するという効力が生じることとなるが、共有関係を解消する際に新たな紛争が生じるなどの問題があった。

追加試案では、遺留分権利者は原則として現物返還ではなく、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを求めることができ、例外的に一定の期間、贈与などを受けた者に選択権を与え、その者が選択した場合、金銭の支払いに代えて、指定した財産の給付ができることとしている。つまり、遺留分減殺請求の効力について、現行の民法での原則と例外を逆転させる提案となっている。

配偶者の短期・長期居住権などはほぼ内容が固まる

この追加試案に含まれない改正案については、パブリックコ

メント公表前の部会(第23回)の時点の内容ではほぼ固まったとみてよいだろう。具体的には、①居住用の不動産についての短期・長期居住権の創設、②自筆証書遺言の方式緩和(遺産目録などの自書不要)、③自筆証書遺言(原本)の法務局への保管制度の創設、④個別の類型における遺言執行者の権限規定(預貯金の払戻しや預金契約の解約を申し入れる権限など)、⑤遺留分減殺の対象となる相続人への贈与を相続開始前10年間の贈与に限定、⑥相続人以外の者が財産形成に貢献した場合(労務提供に限る)、相続人に対して金銭の支払いを請求できる、などの改正案があげられている(詳しくは、拙稿「民法改正議論の最新動向」(本誌17年5月15日号)27〜31ページ参照)。

こばやし あきこ

15年大和総研入社。金融調査部制度調査課所属。弁護士(東京弁護士会所属)。国内外の法律・制度の調査に携わり、現在はいくつかに税制や会社法、金融商品取引法、民法に関する調査に注力している。